

条 例 第 1 号

令和3年1月14日

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 2 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

（霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表養護老人ホーム嘱託医の項を削る。